10　各締約国は、自国の権限のある政府当局が認定した認定輸出者であって、産品について原産地申告を作成したものが、当該産品が当該原産地申告に示された締約国の原産品でないことを知った場合には、当該権限のある政府当局に対し書面により遅滞なく通知することを確保する。

11　輸出締約国の権限のある政府当局は、10の規定に従って通知を受領した場合には、輸入締約国の税関当局に対し速やかにその事実を通報する。

第二十条　原産地証明の有効性

1　原産地証明は、発給され、又は作成される日の後十二箇月間有効なものとし、かつ、その期間内に、輸入締約国の税関当局に対し、一回限りの輸入のために提出するものとする。

2　輸入締約国の税関当局は、原産地証明が1に規定する提出のための最終期日の後に提出される場合において、提出のための期限を遵守することが不可抗力その他輸出者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該原産地証明を受理することができる。

第二十一条　関税上の特恵待遇の要求

1　輸出締約国又は輸入締約国の原産品であって、当該輸出締約国の関税地域から輸入されるものについて関税上の特恵待遇を要求する輸入者が当該輸入締約国の関税地域において適用される手続に従って原産地証明を提出する場合には、当該輸入締約国は、この協定に従って当該関税上の特恵待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、輸入締約国は、自国の法令に基づき原産地証明に関する義務を免除することができる。

3　いずれかの締約国の原産品が一又は二以上の第三国を経由して輸入される場合には、輸入締約国は、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、次のいずれかのものの提出を要求することができる。

(a)　通し船荷証券の写し

(b)　当該第三国の税関当局その他の関連する主体が提供する証明書その他の情報であって、当該第三国において貨物の分割及び産品を良好な状態に保存することを目的とした積卸しその他の工程以外の工程が当該原産品について行われていないことを証明するもの

4　輸入者が産品について関税上の特恵待遇を要求する場合において、当該産品が輸入締約国若しくは輸出締約国の原産品とはみなされないとき又は当該輸入者がこの附属書に規定する要件を満たさないときは、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品について関税上の特恵待遇を与えないことができる。

第二十二条　補助的な文書

1　この附属書の第十六条4及び第十九条6に規定する文書であって、原産地証明の対象となる産品がいずれかの締約国の原産品であることを証明する目的のために使用されるものについては、特に次のものを含めることができる。

(a)　輸出者又は生産者が関係する産品を得るために行った加工についての直接的な証拠（例えば、当該輸出者又は生産者の取引に関する文書）

(b)　当該産品の生産に使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する文書であって、当該文書が使用されるいずれかの締約国の関税地域において国内法令に定めるところより発給され、又は作成されるもの

(c)　いずれかの締約国の関税地域における材料についての作業又は加工を証明する文書であって、当該文書が使用されるいずれかの締約国の関税地域において国内法令に定めるところにより発給され、又は作成されるもの

(d)　当該産品の生産に使用された材料がいずれかの締約国の原産品であることを証明する原産地証明であって、いずれかの締約国の関税地域において発給され、又は作成されるもの

第二十三条　文書及び記録の保管

1　原産地証明書の発給を受けた輸出者は、当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも三年間、この附属書の第十六条4に規定する文書を保管しなければならない。

2　原産地申告を作成した認定輸出者は、当該原産地申告の作成の日の後少なくとも三年間、当該原産地申告を含む商業上の文書の写し及びこの附属書の第十九条6に規定する文書を保管しなければならない。

3　この附属書の第十六条5(b)に規定する産品の生産者及び同条5(c)に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、原産地証明書の発給又は当該他の者が輸出者に行った同条5(c)に規定する宣誓の日の後少なくとも三年間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

4　この附属書の第十九条5(b)に規定する産品の生産者及び同条5(c)に規定する他の者は、輸出締約国の法令に規定するところにより、同条5(b)若しくは(c)に規定する宣誓が当該生産者若しくは当該他の者によって認定輸出者に行われた日の後少なくとも三年間又は当該輸出締約国の法令がそれよりも長い期間を定める場合には当該期間、当該産品の原産地に関連する記録を保管しなければならない。

5　原産地証明書を発給した輸出締約国の権限のある政府当局又はその指定団体は、当該原産地証明書についての記録を当該原産地証明書の発給の日の後少なくとも三年間保管する。

第五節　運用上の協力のための措置

第二十四条　通報

1　各締約国は、次のものを他方の締約国に提供する。

(a)　原産地証明書の書式

(b)　権限のある政府当局又はその指定団体が原産地証明書の発給のために使用する印章の図案の特徴

(c)　(b)に規定する印章の例

2　輸出締約国の権限のある政府当局が指定団体を指定する場合には、当該輸出締約国は、輸入締約国に対し書面によりその指定団体を通報する。

3　一方の締約国の権限のある政府当局は、認定輸出者の認定番号の構成を定めた場合には、他方の締約国に対し当該構成に関する情報を提供する。

第二十五条　原産地証明の確認

1　両締約国は、この附属書の規定の適正な適用を確保するため、この協定及び各締約国の国内法令に従い、原産地証明についての確認及び原産地証明に記載した情報が正確であることについての確認を行うために相互に支援する。

2　輸出締約国の権限のある政府当局は、輸入締約国の税関当局の要請があった場合には、1に規定する確認を行う。

3　輸入締約国の税関当局は、場合に応じ確認の要請を行う理由を付して、原産地証明又はその写しを輸出締約国の権限のある政府当局による確認のために返却する。原産地証明に記載された情報が不正確であることを示唆する文書又は情報が得られた場合には、当該文書又は情報を当該要請の裏付けとして当該輸出締約国の権限のある政府当局に送付するものとする。

4　輸出締約国の権限のある政府当局は、原産地証明の確認の目的で、証拠の要求のために必要な措置並びに輸出者又はこの附属書の第十六条及び第十九条に規定する生産者若しくは他の者の文書又は施設の検査その他の適当と認められる検査の実施のために必要な措置をとる。

5　輸入締約国の税関当局は、確認の結果が出るまで、関係する原産地証明の対象となる産品について関税上の特恵待遇を与えることを停止することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局は、当該産品が適切な行政上の措置の対象となる場合を除くほか、自国の国内法令に基づき、当該確認の完了を待たずに輸入者に対して当該産品の引取りを許可する。